

○総務省令第九十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十六日

総務大臣 山本 早苗

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表六の二の項を次のように改める。

<p>六の二 ルーテ イング 伝送機 能</p>	<p>一般収容ルータ 接続ルータ イン グ伝送機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及</p>	<p>一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備又はSIPサーバ</p>
--	---	--	---

<p>優先パケット識</p> <p>一般收容ルータ</p>	<p>一般中継ルータ</p> <p>接続ルータイン</p> <p>グ伝送機能</p>	
<p>て特定の packets を識別する機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定中継ルータ（専ら IP 電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。）</p>
<p>一般第一種指定收容ルータ</p>		

別機能	<p>一般中継ルータ 優先パケットル ーティング伝送 機能</p>	<p>特別収容ルータ 接続ルータイン グ伝送機能</p>
	<p>一般第一種指定中継ルータ及び伝 送路設備により特定のパケットに ついて優先的に通信の交換及び伝 送を行う機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電気通信設 備を特別第一種指定収容ルータで 接続する場合における特別第一種 指定ルータ及び伝送路設備により 通信の交換及び伝送を行う機能</p>
	<p>一般第一種指定中継ルータ及び当 該一般第一種指定中継ルータに係 る伝送路設備</p>	<p>特別第一種指定ルータ及び当該特 別第一種指定ルータに係る伝送路 設備並びにこれと一体として設置 される通信路の設定の機能を有す る電気通信設備（交換設備を除く 。）</p>

	<p>関門交換機接続 ルーティング伝 送機能</p>	<p>他の電気通信事業者の電気通信設 備を関門交換機で接続する場合に おける一般第一種指定ルータ及び 伝送路設備により通信の交換及び 伝送を行う機能</p>	<p>一般第一種指定ルータ及び当該一 般第一種指定ルータに係る伝送路 設備、IP電話を提供するために パケット交換網と固定電話網との 間の接続制御を行うための装置及 び符号等を変換するための装置並 びにSIPサーバ</p>
--	------------------------------------	--	---

第十七条第一項中「六の二の項（関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）」を「六の二の項（一般收容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

（一般收容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料）

第十八条の二 第四条の表六の二の項（一般收容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続

料は、契約数を単位として設定するものとする。

（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料）

第十八条の三 第四条の表六の二の項（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、当分の間、第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であつて、その実績値が判明したときは、第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と

精算することができる。